株主各位

神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目15番12号 株式会社ソフィアホールディングス 代表取締役社長 飯 塚 秀 毅

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月27日(月曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>健康状態に関わらず、可能な限</u>り会場への出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日 (火曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目19番11号

加瀬ビル88 3階 新横浜ホール 第9会議室

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。 会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内いたします。

当社ウェブサイト (https://www.sophia.com)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第47期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第47期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、 2022年6月27日(月曜日)午後6時までに行使してください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.sophia.com)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.sophia.com)に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、<u>健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、</u>書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。なお、来場する株主様はマスク着用などの感染拡大防止に最大限にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただく ほか、感染拡大防止のための必要な対応(株主様の間隔を確保するため入場者数を制 限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対し てご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等) を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (https://www.sophia.com)

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承い ただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブ サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って替否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QR コードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および 「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2022年6月27日(月曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者 の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議 決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

- 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための 重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの 再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
 - (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、 下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、感染者数も減少傾向となり、経済活動の改善に向けた動きがみられました。一方で、新たな変異株が発生する等、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

当社グループが事業活動を展開するインターネット関連事業及び通信事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化により、外出をしないことを前提とした新しい生活様式の広がりや、ICT(情報通信技術)を活用したサービスへの需要は高まる一方、企業の戦略的IT投資の景気後退に伴う影響・動向については、予断を許さない状況になっております。また、調剤薬局及びその周辺事業におきましても、ワクチン接種が進展するなか、個人消費は弱いながらも持ち直しの兆しがみられる一方、新たな変異株の発生により収束は見通せず先行きは不透明な状況にあります。

当社グループにおきましては、引き続き感染防止策や衛生管理をしっかりと 行いながら営業を継続し、サービスの提供に努めました。インターネット関連 事業、通信事業におきましては、SES事業、システム受託開発、セキュリティ製品販売、クラウドサービスやホスティングサービスを中心に、サービスの 機能強化並びにシェア獲得によるビジネスの拡大に注力してまいりました。また、第1四半期連結会計期間に株式会社ニシムラ事務機の事業の一部を譲り受け、オフィスソリューション事業を開始するなど、持続的な事業基盤の更なる 強化を図っております。調剤薬局及びその周辺事業におきましては、引き続き、 事業運営における業務の効率化による経費削減の推進に特に力を入れてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績としましては、売上高が11,783百万円(前年同期比3.5%増)となりました。利益面におきましては、営業利益883百万円(前年同期比20.8%増)、経常利益889百万円(前年同期比18.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益613百万円(前年同期比22.2%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[インターネット関連事業]

売上高は、ICT (情報通信技術) を活用したサービスへの需要の高まりにより、SES事業が特に増加しました。また、オフィスソリューション事業も順調に立ち上がっており、インターネット関連事業の成長に寄与しました。利益面につきましては、外注業務の内製化等による収益力の向上に注力したことや、利益率の高い案件が伸長したことなどから、売上高は1,233百万円(前年同期比25.5%増)、セグメント利益は121百万円(前年同期比38.9%増)となりました。

[通信事業]

コロナ禍によるテレワークの普及や、企業における働き方改革への取り組みなどを背景に、MVNO(※1)は自社サービスに加え、MVNO事業者支援サービスが順調に顧客を増やし、FVNO(※2)は着信課金(※3)サービスの通信量が増加した結果、売上高は3,600百万円(前年同期比8.5%増)、セグメント利益は483百万円(前年同期比11.6%増)となりました。

[調剤薬局及びその周辺事業]

売上高は、第1四半期連結会計期間に一部店舗を譲渡したことや、2021年4月の薬価改定の影響等により微減となりました。利益面につきましては、譲渡した店舗に係る損失の減少や、利益率の高い技術料や介護報酬の獲得に努めたことなどにより増益となりました。その結果、売上高は7,005百万円(前年同期比1.5%減)、セグメント利益は390百万円(前年同期比7.9%増)となりました。

なお、当連結会計年度の末日現在において当社グループにおける薬局総数は、 1店舗出店、1店舗譲渡し、56店舗となりました。

[その他]

その他には海外事業及び経営コンサルティング事業が含まれておりますが、海外事業を行っていたSophia Asia-Pacific,Limitedは、第2四半期連結会計期間において清算結了しております。また、経営コンサルティング事業を行っていた株式会社エムオーは、第3四半期連結会計期間において清算結了しております。

その結果、当連結会計年度において売上高はありません(前年同期も売上高はありません)。なお、セグメント損失は0百万円(前年同期はセグメント損失7百万円)となりました。

- (※1) Mobile Virtual Network Operatorの略。自社で無線通信回線設備を持たず、他の移動体通信事業者から借りてあるいは再販を受けて移動体通信サービスを提供する事業者。
- (※2) Fixed Virtual Network Operatorの略。自社で固定回線のネット

ワークを持たず、他の事業者から借りてあるいは再販を受けて固定 通信サービスを提供する事業者。

(※3) 着信トラフィック集客によりキャリアからインセンティブを受け取るビジネスモデル。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額の総額は152百万円であり、そのうち主なものは、調剤薬局及びその周辺事業において既存店舗の土地建物を取得したものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては主に従前の調達資金の借換を目的として長期借入 金580百万円を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:千円)

区	公 分		第 44 期 2018年度	第 45 期 2019年度	第 46 期 2020年度	第 47 期 (当連結会計年度) 2021年度
売	上	高	4,535,210	9,846,865	11,384,096	11,783,122
経常利益	益又は経常損失	失 (△)	△343,097	156,119	749,208	889,136
期純利	株主に帰属 益又は親会 する当期	社株主	△390,694	159,552	501,871	613,330
	たり当期純 当たり当期 円)		△161.78	59.34	186.65	228.11
総	資	産	6,810,764	8,919,813	8,607,718	8,595,140
純	資	産	723,995	883,653	1,385,751	2,004,831

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

- ・当社の親会社は株式会社アレクシア及び株式会社E-BONDホールディングスであります。株式会社アレクシアは当社の株式1,453千株(議決権比率54.11%)を保有しております。また、株式会社E-BONDホールディングスは当社の株式500千株(議決権比率18.62%)を保有しております。なお、株式会社E-BONDホールディングスは株式会社アレクシアの株式を100%保有しております。
- ・当社は、2017年11月17日に株式会社アイソプラ(注)との間で資本業務 提携契約を締結しております。その概要は、両者が有するそれぞれの事業基盤、ノウハウ等の経営資源を共有及び相互に利活用することにより、顧客ニーズに応じた付加価値の高い商品・サービスの提供を行い、両者の企業価値向上及び成長拡大を図るとともに、両者の顧客、取引先及び従業員を含むあらゆるステークホルダーにとっての両者の価値の更なる向上実現を図ることであり、それらを目的として、本契約を締結いたしました。
- ・当社は、2018年2月2日に株式会社E-BONDホールディングスとの間で、業務提携契約を締結しております。その概要は、両者の調剤薬局事業の発展及び拡大と調剤薬局向けシステムの開発・販売に寄与することであり、それらを目的として、本契約を締結いたしました。
- (注) 株式会社アイソプラは、2020年6月1日に株式会社アレクシアに商号変更しております。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容				
ソフィア総合研	f究所株式会社		49,900千円			100%	インターネット関連事業				
株式会社サイバー	ビジョンホステ	ィング	21,000千円			100%	インターネット関連事業				
株式会社アクア	,			10,000	千円	100%	インターネット関連事業				
株式会社ソフィ	アテック			27,500	千円	*100%	インターネット関連事業				
ソフィアデジタ	ル株式会社			10,000	千円	100%	通信事業				
ルナ調剤株式会	社			99,000	千円	100%	調剤薬局及びその周辺事業				
有限会社アシス	. ト			5,000	千円	*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
株式会社泉州薬	基局		30,000千円			*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
有限会社コンヒ	ジメディカル		8,000千円			*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
株式会社平松薬	基局		5,000千円			*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
有限会社長東薬	基局		3,000千円			*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
株式会社長東			10,000千円			*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
有限会社三榮			10,000千円			*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
株式会社アルフ	' ァメデイック	ス		2,500	千円	*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
盛徳商事有限会社				10,000	千円	*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
有限会社メリーコーポレーション				3,000	千円	*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
有限会社わかは	で薬局			8,000	千円	*100%	調剤薬局及びその周辺事業				
国内その他1社	Ė										

(注) ※は間接保有によるものです。

- ③ 事業の譲渡・譲受、会社分割、合併及び他の会社の株式等の取得又は処分の 状況
- イ. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ロ. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社であるソフィア総合研究所株式会社は、2021年4月1日付けで、株式会社ニシムラ事務機より事務用品販売事業・クリニック開設支援事業を譲り受けております。

ハ. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の 状況

該当事項はありません。

二. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 2022年3月1日付で、株式会社RetailXの株式の全てを譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、インターネット関連事業・通信事業においては、「たえずお客様のニーズを先取りし、先進的なICTサービスを提供することで社会貢献をする」ことを目指すとともに、調剤薬局及びその周辺事業においては「調剤薬局を通して、地域に根差した明るい未来をサポートする」ことを目指しております。さらに、これら3つの事業を有機的に結合させてグループのシナジー効果を創出することで、企業価値の拡大を図ることを、中長期のグループ成長戦略としております。

このような方針のもと、具体的には次のような課題を優先的に取り組んでまいります。

① グループシナジーの追求と新規事業への取り組み

グループ各社が長年培ってきたICT(情報通信技術)と医療周辺事業の融合を推進し、医療特化型ローカル5Gの設計及び整備、IoT技術などを用いたソリューション開発を進めることなどにより、診療・服薬における利便性の高いサービスの構築、事業展開を目指してまいります。

② インターネット関連、通信事業の収益力の拡大

市場のニーズに応じた新規事業や新たなサービスを提供することにより成長力の向上を図ります。特に通信事業においては、通信技術を活用したIoT機器や5Gソリューションの提供により更なる収益力の拡大に努めます。

③ 調剤薬局及びその周辺事業の機能強化

機能別薬局の認定制度で求められている、入退院時や在宅医療における、他の医療提供施設と連携して対応できる「地域連携薬局」の構築や、がん等の専門的な薬学管理において、他の医療提供施設との連携を実施し、高度で特殊な調剤に対応できる「専門医療機関連携薬局」といった薬局機能の向上並びに、「オンライン服薬指導」などへの取り組みを強化してまいります。

④ 人材の育成及び確保

経営資源の重要要素である人材については、企業成長を推進していくために、 人材の確保・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、社員教育や研 修制度の充実等の教育の充実化により組織の活性化を図ってまいります。

(5) 財務基盤の強化及び安定的な資金調達

安定した収益の確保を図るとともに、有利子負債の削減を着実に行うことで、財務基盤を強化し、自己資本比率の向上を目指します。また、今後の新規事業の開始やM&Aの実行の際の機動的な資金調達に備え、金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

⑥ M&Aの活用

既存事業におけるシュアの拡大、製品・サービスのラインナップの強化及び 人材の確保等のために有効なM&Aの機会があった場合は、投資先の事業展開の 見通しや当社グループ企業とのシナジー効果を慎重に検討を行った上で、財務基盤の強化の方針とのバランスを考慮しながら、M&Aの活用を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
インターネット関連事業	インターネット関連のシステム開発、データセンターの運用・保守及び不動 産仲介業者向けクラウドサービスの提供等を行っております。
通信事業	MVNO、FVNOを中心とした情報通信サービス全般とISPの企画、開発、運営を行っております。
調剤薬局及び その周辺事業	調剤薬局の運営を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	神奈川県横浜市
-----	---------

② インターネット関連事業

ソフィア総合研究所株式会社	本社 神奈川県横浜市
株式会社サイバービジョンホスティング	本社 神奈川県横浜市
株式会社ソフィアテック	本社 神奈川県横浜市
株式会社アクア	本社 神奈川県横浜市

③ 通信事業

④ 調剤薬局及びその周辺事業

ルナ調剤株式会社及びその子会社の店舗は次のとおりです。

地域	店舗数
東北地区	4店舗
北関東地区	7店舗
関東地区	20店舗
甲信越地区	1店舗
中部地区	4店舗
北陸地区	1店舗
近畿地区	16店舗
九州地区	3店舗
合計	56店舗

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
Ī		209	(73) 名		19名減(6名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
9 (2) 名			1名減(2名増)	38歳3ヶ月				2年9ヶ月							

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借	Î	入					先	借	入	額
株	式	会	社	ウ	イ	_	ズ			1,021百万円
株	式	会	社	りそ	な	銀	行			880百万円
株	式	会	社	横	浜	銀	行			851百万円
株	式	会	社	千	葉	銀	行			543百万円
株式	1 会	社 E-B	OND	ホー	ルディ	ンク	ブス			165百万円
株	式	会社	± Ξ	井	住 友	銀	行			149百万円
株	式	会	社	みな	: ك	銀	行			79百万円
株	式	会	社	大	東	銀	行			73百万円
株	式	会	社	京	葉	銀	行			68百万円
株	式	会	社	+	六	銀	行			60百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 8,800,000株

② 発行済株式の総数 2,737,720株 (自己株式48,950株を含む)

③ 株主数 1,089名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社アレクミ	シア			1,453	3千株			54.0	3%
株式会社E-B(ONDホールディングス			500)千株			18.5	9%
楽天証券株式会社	±			53	3千株			1.9	7%
伊藤 満				44	1千株			1.6	3%
松浦 行子				43	3千株			1.6	0%
株式会社SBI記	正券			18	3千株			0.7	0%
李 燕鵬				15	5千株			0.5	6%
小野田 俊男				12	2千株			0.4	6%
柳沢 良武				11	l千株			0.4	2%
伊藤 好一				10)千株			0.3	9%

- (注) 1. 当社は、自己株式を48,950株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式(48,950株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 記載すべき事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況

記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

地		位	氏		名	i	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表	取締役	社長	飯	塚	秀	毅	経営企画室長・IR担当 株式会社E-BONDホールディングス 取締役副社長
取	締	役	大	内	貴	裕	財務担当 兼 管理部ゼネラルマネージャー ルナ調剤株式会社 取締役
取	締	役	加	島	弘	之	ルナ調剤株式会社 代表取締役 有限会社長東薬局 取締役 株式会社長東 代表取締役 盛徳商事有限会社 取締役 有限会社メリーコーポレーション 取締役
取	締	役	引	地	有	希	ルナ調剤株式会社 取締役 株式会社泉州薬局 代表取締役 有限会社わかば薬局 取締役 株式会社ウィーズ 取締役 株式会社SoRun 代表取締役
取	締	役	赤羽	根	秀	宜	中外合同法律事務所 弁護士 株式会社ジャスリード 代表取締役 株式会社グッドサイクルシステム 社外取締役 帝京大学薬学部 非常勤講師 一般社団法人 薬局共創未来人材育成機構 理事 一般社団法人 スマートヘルスケア協会 理事
取	締	役	石	井	絵梨	子	新幸総合法律事務所 パートナー 弁護士 慶應義塾大学法務研究科 非常勤講師 株式会社スマートドライブ 社外監査役 株式会社FUNDINNO 社外監査役 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員 株式会社アルマード 社外監査役 株式会社LIFE CREATE 社外監査役 株式会社LIFE CREATE 社外監査役 紫YNQA株式会社 社外監査役 株式会社タムロン 社外取締役 株式会社Sun Asterisk 取締役 監査等委員 アドバンス・プライベート投資法人 監督役員

抖	<u>t</u>		位		氏	彳	<u>ጎ</u>	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
常	勤	監	査 役	樋	笠	也下	才志	ソフィア総合研究所株式会社 監査役 株式会社アクア 監査役 ソフィアデジタル株式会社 監査役
監		査	役	近	藤	希	望	株式会社ジオンコンサルティング 代表取締役 税理士法人ジオン 代表社員 株式会社ZEON Investment Corporation 代表取締役 IINA株式会社 社外監査役 BEENOS株式会社取締役 監査等委員 株式会社ライブノット 社外監査役
監		査	役	市	村	大	介	市村法律事務所 弁護士 群馬弁護士会中小企業リーガルサポートセンターぐんま 副委員長 群馬弁護士会住宅紛争審査会運営委員会 副委員長 公益財団法人群馬県産業支援機構認定事業承継支援 リーダー 社会福祉法人緑陽会 評議委員

- (注) 1. 取締役赤羽根秀宜氏及び取締役石井絵梨子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役近藤希望氏及び監査役市村大介氏は、社外監査役であります。
 - 3. 社外監査役の近藤希望氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は取締役赤羽根秀宜氏、取締役石井絵梨子氏及び監査役近藤希望氏、監査役市村大介氏 を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 2021年6月23日開催の第46期定時株主総会において、新たに大内貴裕氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - 6. 2021年6月23日をもって、林哲也氏、上原達也氏は任期満了により退任いたしました。
 - 7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏	名	名 辞	任	П	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山田	淳	淳 2021	年8月	25日	取締役

8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約 に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下の通りです。

- ・取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、まず、株主総会において取締役の報酬限度額を定め、次にその限度額内における具体額について、経営成績、財政状況及び各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、取締役会の了承を経て決定するものとする。
- ・当社取締役の個人別の報酬は、固定報酬(基本報酬)とし、業績連動報酬、非金銭報酬及び退職慰労金は支給しないものとする。なお、基本報酬については、職務遂行の対価としての確定額報酬を基に、職務経験及び職務遂行の内容等も考慮し、総合的に勘案し決定するものとする。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2018年2月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)、また従来通り取締役の報酬額には使用人分給与を含まないものとすることを併せて決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は1名)です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が 判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が作成した報酬案を、取締役会が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 兼 経営企画室長・IR担当 飯塚秀毅が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、「取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」及びかかる方針に基づき、取締役会に上程する具体的報酬額を確定する業務(各取締役のそれまでの経歴・実績等と、当社において委嘱する業務内容とを総合的に勘案のうえ試算した報酬額を各取締役に提示し、一定の調整を行い確定する)を委任するものであります。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからでありますが、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。

ホ、取締役及び監査役報酬等の総額

区	分	支	給	人	員	支	給	額
取 (う ち 社 外					9名 (2)			98百万円 (9)
監 (う ち 社 外	役 監 査 役)				3 (2)			16 (7)
合	計				12		1	114

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の支給人員及び支給額には、2021年6月23日開催の当社第46期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、2021年8月25日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
 - 3. 当事業年度に支給した役員の報酬は全額基本報酬であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法 人等との関係

取締役赤羽根秀宜氏は、中外合同法律事務所の弁護士、株式会社ジャスリード代表取締役、帝京大学薬学部の非常勤講師、一般社団法人薬局共創未来人材育成機構理事、一般社団法人スマートヘルスケア協会理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役石井絵梨子氏は、新幸総合法律事務所のパートナー弁護士、慶應義 塾大学法務研究科非常勤講師であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役近藤希望氏は、株式会社ジオンコンサルティング代表取締役、税理 士法人ジオン代表社員、株式会社ZEON Investment Corporation 代表取 締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役市村大介氏は、市村法律事務所の弁護士、群馬弁護士会中小企業リーガルサポートセンターぐんま副委員長、群馬弁護士会住宅紛争審査会運営委員会副委員長、公益財団法人群馬県産業支援機構認定事業承継支援リーダー、社会福祉法人緑陽会評議委員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人 等との関係

取締役赤羽根秀宜氏は、株式会社グッドサイクルシステム社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役石井絵梨子氏は、株式会社スマートドライブ社外監査役、株式会社 FUNDINNO社外監査役、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督 役員、株式会社アルマード社外監査役、株式会社LIFE CREATE社外監査役、SYNQA株式会社社外監査役、株式会社タムロン社外取締役、株式会社Sun Asterisk取締役監査等委員及びアドバンス・プライベート投資法人監督役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役近藤希望氏は、IINA株式会社社外監査役、BEENOS株式会社取締役監査等委員及び株式会社ライブノット社外監査役であります。当社と兼職 先との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。当
取締役	社が期待する弁護士及び薬剤師としての専門的な見地から意見を述べるな
赤羽根 秀 宜	ど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってお
	ります。また、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決
	定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。更に、当社コー
	ーポレートガバナンス強化への取り組みについての助言を行っております。
	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。当
日マシネタル	社が期待する弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役
取締役 石 井 絵梨子	会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。ま
石 井 絵梨子	
	た、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務
	執行の監督などの役割を適切に果たしております。更に、当社コーポレート
	ガバナンス強化への取り組みについての助言を行っております。
 監査役	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13
近藤希望	回に出席いたしました。当社が期待する公認会計士及び税理士としての専門
以 際 布 主	的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当
	性・適正性を確保するための発言を行っております。更に、当社コーポレー
	トガバナンス強化への取り組みについての助言を行っております。
	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13
監査役	回に出席いたしました。当社が期待する弁護士としての専門的見地から、取
市村大介	締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保
	するための発言を行っております。更に、当社コーポレートガバナンス強化
	への取り組みについての助言を行っております。
	「、いれり社のについての助音で11つにわります。

(4) 会計監査人の状況

名称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			32百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額			32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置付けており、 会社の収益状況に対応した配当を行うことを基本としながら、財務体質の強化や 将来の事業展開に役立てるための内部留保などにも留意して、総合的に勘案し決 定する方針を採っております。

しかしながら、当事業年度の配当金につきましては、財務体質の強化を理由と し、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

なお内部留保金におきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、 有効投資を行ってまいりたいと考えております。

また次期以降につきましては、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,551,223	流動負債	3,530,952
現金及び預金	2,339,050	支払手形及び買掛金	2,147,289
売 掛 金	1,596,644	短期借入金	100,000
契 約 資 産	11,394	1年以内返済予定長期借入金	823,763
商品及び製品	481,833	1年以内償還予定社債	57,200
そ の 他	122,430	リース債務	2,326
貸倒引当金	△131	未 払 金	169,340
		未払法人税等	104,894
		契約負債	25,257
		賞与引当金	6,727
		そ の 他	94,153
固定資産	4,043,917	固定負債	3,059,356
有形固定資産	402,374	社 債	92,200
建物及び構築物	136,115	長期借入金	2,894,352
土 地	183,012	リース債務	350
そ の 他	83,247	退職給付に係る負債	4,392
無形固定資産	3,234,768	繰延税金負債	331
0 h h	3,215,882	その他	67,730
ソフトウェア	12,056	負 債 合 計	6,590,309
その他	6,829	純 資 産	の部
投資その他の資産	406,774	株主資本	2,004,831
長期貸付金	74,400	資 本 金	2,358,000
敷金及び保証金	124,332	資本剰余金	652,887
繰延税金資産	192,762	利益剰余金	△943,859
そ の 他	46,954	自己株式	△62,196
貸倒引当金	△31,675	純 資 産 合 計	2,004,831
資 産 合 計	8,595,140	負債・純資産合計	8,595,140

連結損益計算書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

			(十四・111)
科目		金	額
売 上 高			11,783,122
売 上 原 価			7,777,802
売 上 総 利	益		4,005,319
販売費及び一般管理費			3,122,103
営業利	益		883,216
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	269	
受 取 配 当	金	6	
貸倒引当金戻入	額	3,039	
暗号資産評価	益	4,723	
補 助 金 収	入	17,359	
社 宅 使 用	料	5,110	
そ の	他	7,319	37,827
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	28,380	
そ の	他	3,526	31,907
経 常 利	益		889,136
特別 利益			
事 業 譲 渡	益	5,737	
その	他	59	5,797
特別 損失			
固定資産除却	損	193	
減 損 損	失	4,360	
関係会社株式売却		9,549	
為替換算調整勘定取損		5,749	19,852
税 金 等 調 整 前 当 期 純 和			875,081
法人税、住民税及び事業		215,246	
法 人 税 等 調 整	額	46,505	261,751
当 期 純 利	益		613,330
非支配株主に帰属する当期純			_
親会社株主に帰属する当期純	利益		613,330

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	439,115	流動負債	732,700
現金及び預金	155,444	短期借入金	200,000
前 払 費 用	2,755	1年以内返済予定長期借入金	438,792
未 収 入 金	227,897	リース債務	129
そ の 他	53,018	未 払 金	48,962
		未払法人税等	29,091
		そ の 他	15,725
固定資産	2,516,865	固 定 負 債	1,451,343
有形固定資産	11,015	長期借入金	1,446,364
建物	9,978	資産除去債務	4,979
そ の 他	1,036	負 債 合 計	2,184,044
無形固定資産	1,589	純 資 産	の部
ソフトウェア	1,589	株 主 資 本	771,936
投資その他の資産	2,504,260	資 本 金	2,358,000
関係会社株式	601,700	資本剰余金	652,987
関係会社長期貸付金	2,571,024	資本準備金	652,986
敷金及び保証金	9,419	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	38,753	利益剰余金	△2,176,854
貸倒引当金	△716,636	利益準備金	10,303
		その他利益剰余金	△2,187,158
		繰越利益剰余金	△2,187,158
		自己株式	△62,196
		純 資 産 合 計	771,936
資 産 合 計	2,955,980	負債・純資産合計	2,955,980

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

	科目		金	額
営	業 収 益			
	経 営 指 導 料 収	入	244,700	
	関係会社受取配当金収	入	150,000	394,700
営	業費用			
	一 般 管 理	費	349,467	349,467
	営 業 利	益		45,232
営	業 外 収 益			
	受 取 利	息	30,914	
	貸倒引当金戻入	額	56,293	
	その	他	2,331	89,539
営	業外費用			
	支 払 利	息	19,860	
	その	他	0	19,860
	経 常 利	益		114,911
特	別 損 失			
	関係会社株式売却	損	15,650	
	関係会社清算	損	6,039	21,689
税	引 前 当 期 純 利	益		93,221
法	人税、住民税及び事業	税	△105,183	
法	人 税 等 調 整	額	49,847	△55,336
当	期 純 利	益		148,557

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ソフィアホールディングス 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村 直 人業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤田憲三業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフィアホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフィアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがある と判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切 な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるか どうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生 じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結 論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不 確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に 対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監 査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法 の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ソフィアホールディングス 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 木村 直人

指定社員 公認会計士 藤田憲三業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフィアホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し て以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意 思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け ました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10 月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に 応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務 の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び監査の結果は相当であ ると認めます。

2022年5月25日

株式会社ソフィアホールディングス 監査役会

 常勤監査役
 樋 笠 也寸志 印

 社外監査役
 近 藤 希 望 印

 社外監査役
 市 村 大 介 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子 提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第17条を変更するとともに、これ らの変更に関しまして、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) その他現行定款の附則につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	(下豚は及文即刀(めりより。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容 である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるも のの全部又は一部について、議 決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
附則 第1条 この定款は平成29年6月27日に 変更された。	附則 (削除)
(新設)	第1条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 資本金の額の減少の件

1. 提案の理由

現在生じている単独の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損のてん補を行い、早期復配に向けた環境整備を行うこと及び今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項に基づき、資本金の額を減少したいと存じます。

- 2. 提案の内容
- (1)減少する資本金の額

当社の資本金の額2,358,000,000円のうち、1,523,867,484円を減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少がその効力を生じる日 2022年8月1日

- (3) 備考
 - 2022年5月20日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第2号、同第3号及び当社定款第40条の規定に基づき、次のとおり決定しております。
 - ① 同年8月1日を効力発生日として、会社法第448条第1項、第459条第1項第 2号及び定款第40条の規定に基づき、資本準備金652,986,945円の全額を減 少し、その他資本剰余金に振替えます。
 - ② 同年8月1日を効力発生日として、会社法第448条第1項、第459条第1項第 2号及び定款第40条の規定に基づき、利益準備金の全額10,303,603円を減少 し、繰越利益剰余金に振替えます。
 - ③ 本議案が原案どおり承認され、その効力が生じることを条件として、会社法 第452条、第459条第1項第3号及び定款第40条の規定に基づき、その他資 本剰余金(①の資本準備金の額の減少及び本議案の資本金の額の減少により 増加した額を含む)の全額2,176,854,893円を繰越利益剰余金に振替えるこ とにより繰越利益剰余金の欠損をてん補いたします。

なお、上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少等により、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振替処理でありますので、純資産額に変動はなく、1株当たりの純資産額に影響を与えるものではございません。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(6名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有する当 社株式の数
1	飯 塚 秀 毅 (1964年8月11日) 再 任	2007年9月 2008年8月 2009年8月 2012年4月 2012年7月 2012年9月 2014年8月 2017年12月 2018年2月 2019年6月 2020年6月 2021年2月	サンリツメディカル株式会社(現株式会社ウィーズ) 取締役 株式会社ウィーズ 取締役副社長 株式会社ウィーズ 取締役副社長 株式会社ウィーズホールディングス(現 株式会社E-BONDホールディングス) 取締役副社長(現任) 農業法人ウィーズ農園群馬株式会社 取締役 株式会社リーフ 代表取締役社長 株式会社イシヰ 代表取締役社長 株式会社・ウィースットソリューションズ 代表取締役社長 当社 取締役 株式会社アイソプラ(現 株式会社アレクシア)代表取締役社長 当社 取締役 株式会社アイソプラ(現 株式会社アレクシア)代表取締役社長 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役社長	_
	飯塚秀毅氏は、IT事業分野や医療周辺事業分野での業務に精通しており、当社代表取締			

飯塚秀毅氏は、IT事業分野や医療周辺事業分野での業務に精通しており、当社代表取締役として、当社グループ全体の経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。これまでの豊富な経験を活かし、当社グループの企業価値の向上及び当社事業の一層の飛躍と発展を実現するうえで適任であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数			
2	大 内 貴 裕 (1971年2月14日) 再任	1994年4月 日揮メンテナンス株式会社 入社 1999年6月 株式会社ウイング湘南 (現 株式会社リーフ) 入社 2007年5月 同社 取締役 2007年10月 株式会社アイロムロハス (現 株式会社リーフ) 取締役 2012年12月 株式会社リーフ 取締役 2017年9月 株式会社E-BONDホールディングス 取締役 2017年12月 当社 執行役員CAO 2018年2月 当社 取締役 2019年6月 ルナ調剤株式会社 取締役 (現任) 2020年5月 当社 執行役員 2021年2月 当社 執行役員 2021年2月 当社 執行役員 2021年6月 当社 取締役 財務担当 兼 管理部ゼネラルマネージャー 2021年6月 当社 取締役 財務担当 兼 管理部ゼネラルマネージャー (現任)	_			
	(取締役候補者とした理由) 大内貴裕氏は、当社及び当社グループの経営管理全般の強化や財務戦略等の推進に努めております。また、会計財務領域を中心に培った幅広い視野や、グループ経営に関する豊富な知見を有しており、当社を取り巻く環境や経営状況を熟知していることから、当該経験や知見を経営に活かすことで企業価値の向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。					

1986年4月 野村證券株式会社 (現野村ホールディングス株式会社) 入社 1998年9月 ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 入社 1999年7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現SBIホールディングス株式会社) 監査役 1999年8月 ソフトバンク・フロンティア証券株式会社 (現株式会社SBI証券) 取締役 性 (現株式会社SBI証券) 取締役 2003年8月 株式会社東芝入社 2004年1月 株式会社ニューズウォッチ (同社子会社) 取締役管理部長 2006年5月 モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン入社 2006年6月 株式会社プロバイスコーポレーション取締役CFO (同社より出向) 2009年5月 フューチャーアーキテクト株式会社 (現フューチャー株式会社) 入社 執行役員ファイナンシャル&アカウンティング担当 2020年3月 FutureOne株式会社 (同社子会社) 取締役コーポレートサービス本部長 2022年2月 当社入社 執行役員経営戦略及び経営企画担当 (現任)
(取締役候補者とした理由)

中島由彦氏は、これまで長年の間、上場会社やその子会社において財務経理、IR、M&A、コーポレートガバナンス等に関する経験を有しており、株主や投資家を始めとするステークホルダーとの対話の推進や資本・事業提携に関する取組みを通じて、当社の企業価値の向上を図るためには適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

赤羽根秀宜氏は、社外取締役として独立、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。また、弁護士及び薬剤師として高度な専門知識を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	石 井 絵梨子 (1981年1月3日) 再 任 杜 外 独立役員	2004年10月 2007年12月 2009年8月 2010年5月 2011年2月 2016年4月 2018年6月 2018年12月 2019年1月 2019年6月 2019年7月 2020年2月 2021年3月 2021年3月 2022年2月	弁護士登録(現任)森・濱田松本法律事務所 入所金融庁総務企画局企業開示課専門官(出向)米コロンピア大学ロースクール入学(LL.M.)同修了ニューヨーク州弁護士登録(現任)慶應義塾大学法務研究科 非常勤講師(現任)新幸総合法律事務所 パートナー(現任)当社 社外取締役(現任)株式会社スマートドライブ 社外監査役(現任)株式会社FUNDINNO 社外監査役(現任)カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員(現任)株式会社アルマード 社外監査役(現任)株式会社アルマード 社外監査役(現任)株式会社アルマード 社外監査役(現任)株式会社アルマード 社外監査役(現任)株式会社タムロン 社外取締役(現任)株式会社タムロン 社外取締役(現任)株式会社Sun Asterisk取締役(監査等委員)(現任)	
	(社外取締役候補者と 石井絵梨子氏は、社	した理由及び期待	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	央定及び業務
	弁護士としての専門的	」な知見を有して	ております。また、M&Aや企業法務全般 おり、それらを当社グループの持続的な分 判断し、引き続き社外取締役として選任を	企業価値向上

- (注) 1. 飯塚秀毅氏及び大内貴裕氏は、当社の親会社である株式会社E-BONDホールディングス及びその子会社の現在または過去10年内の業務執行者であるときの地位及び担当を略歴に含めて記載しております。
 - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

ものであります。

- 3. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知17頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2022年11月に同内容での更新を予定しております。
- 4. 赤羽根秀宜氏、石井絵梨子氏は、社外取締役候補者であります。
- 5. 赤羽根秀宜氏、石井絵梨子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
- 6. 当社は、社外取締役候補者である赤羽根秀宜氏、石井絵梨子氏が再任された場合、両氏と の間で現在締結している責任限定契約を継続する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 7. 赤羽根秀宜氏、石井絵梨子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認可決された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、あらかじめ補欠監査 役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
深 井 一 弘 (1975年1月14日)	2001年10月 中央青山監査法人 入所 2005年6月 公認会計士登録 2006年7月 公認会計士深井一弘事務所開業、付 2006年9月 株式会社総合財務会計研究所 取任) 2007年1月 税理士登録 2010年2月 一般社団法人デジタルライフ推進(現任) 2011年7月 税理士法人綜合税務会計入社 社任)	又締役就任(現 一 生協会監事就任

(社外監査役候補者とした理由)

深井一弘氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験を有しており、その経験を当 社の監査体制の強化に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 深井一弘氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知17頁に記載のとおりです。深井一弘氏が社外監査役に就任した場合は、同氏は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2022年11月に同内容での更新を予定しております。
 - 4. 当社は、社外監査役候補者である深井一弘氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 5. 本議案による深井一弘氏の補欠監査役選任に関しましては、就任前に限り監査役会の同意 を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができることとさせて頂きます。

(ご参考)

当社が各取締役及び監査役に期待する経験・知見(スキル・マトリックス)

候補 者 番号	地位	氏 名	企業 経営	業界の 知見	営業 企画 マーケ ティン グ	人材 開発 管理	ガバナ ンス リスク 管理	財務会計	法務 コンプ ライア ンス	投資家 との 対話
1	代表取締役 社 長	飯塚 秀毅	•	● ICT 調剤	•	•	•			•
2	取締役	大内 貴裕	•	調剤		•	•	•		•
3	取締役	中島 由彦	•	ICT			•	•	•	•
4	社外取締役	赤羽根秀宜		調剤		•	•		•	
5	社外取締役	石井絵梨子				•	•		•	
_	監 査 役	樋笠也寸志				•	•	•	•	
_	社外監査役	近藤 希望					•	•	•	
_	社外監査役	市村 大介				•	•		•	

[※]上記一覧表は各人の有するすべての経験や知見を表すものではありません。

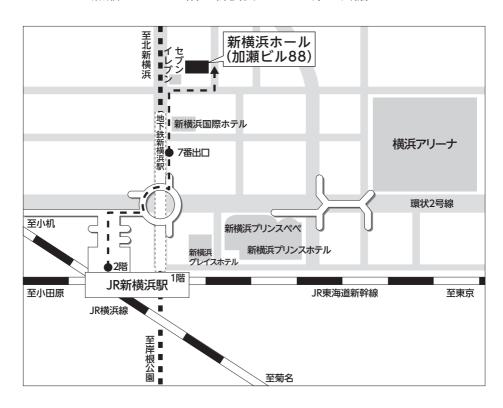
以上

	〈メ	モ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			
_			

	くメ	モ	欄〉
_			
_			
_			
_			
_			
_			

株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目19番11号加瀬ビル88 3階 新横浜ホール 第9会議室



●交诵

JR横浜線・東海道新幹線「新横浜」駅より徒歩9分 横浜市営地下鉄「新横浜」駅より徒歩3分(7番出口をご利用ください)

